

大和市告示第122号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年大和市条例第11号）第11条第2項及び第4項並びに第18条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

令和8年7月8日

大和市長 古谷田 力

1 自転車等を移動した日等

自転車等を移動した日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	自転車等の保管場所
	自 転 車	原動機付自転車		
令和8年6月1日から同月30日まで	2 台	0 台	つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域	大和市鶴間一丁目21番4号
同	3	0	中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	南林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	8	0	鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	8	0	大和駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6	0	高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	13	0	大和市下鶴間、中央林間西一丁目、南林間五丁目、林間一丁目、西鶴間四丁目、上草柳五丁目及び九丁目、深見、福田三丁目及び五丁目並びに福田地内の公共の場所	同
同	1	0	大和駅プロムナード自転車駐車場	同

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して60日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目21番4号

(2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後１時から午後４時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

ウ １２月２９日から翌年の１月３日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 １台につき２，０００円

原動機付自転車 １台につき４，０００円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市市民経済・にぎわい創出部 市民生活あんぜん課